

農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱

平成25年 2月26日付け24農振第2170号

東北農政局長
関東農政局長
(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的

我が国有数の優良農業地域を襲った東日本大震災では、農村集落や農地等が壊滅的な被害を受け、尊い人命や貴重な財産が失われた。加えて、原子力災害は、地域の生活や生産活動に甚大な被害を及ぼした。

このような中、被災地域の農業・農村の復興・再生を図るためには、原子力災害や地盤沈下等の被害を受けた被災地とその周辺地域とを一体的に整備し、効率的かつ効果的に復旧・復興対策を実施する必要がある。

このため、被災地及びその周辺で地盤沈下・液状化した地域及び原子力災害による被害を受けた福島県の農業が速やかに再生できるよう、農地・農業用施設、集落道等の整備を総合的に実施することにより、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進し、もって安全で安心して暮らせる地域の再生に資することとする。

第2 対象事業等

農村地域復興再生基盤総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）の対象となる事業等は、次に掲げるものとし、その詳細は農林水産省農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

- 1 復興再生基盤総合整備事業
- 2 農地整備事業
- 3 水利施設整備事業
- 4 農地防災事業
- 5 震災対策農業水利施設整備事業
- 6 地すべり対策事業
- 7 農業集落排水事業
- 8 中山間地域総合整備事業
- 9 草地畜産基盤整備事業
- 10 農村地域復興再生基盤総合整備実施計画

第3 実施主体

総合整備事業の実施主体は、第2に掲げる事業ごとに農村振興局長等が別に定めるものとする。

第4 対象地域

総合整備事業の対象地域は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項の規定に基づく特定被災区域とし、本事業の実施区域については、農村振興局長等が別に定めるところによる。

第5 採択要件

総合整備事業の採択に当たっては、農村振興局長等が別に定める要件を満たしていることとする。

第6 採択申請

総合整備事業の採択申請については、農村振興局長等が別に定めるものとする。

第7 助成

- 1 国は、予算の範囲内で、総合整備事業に要する経費について、別に定めるところにより県に助成するものとする。
- 2 1により助成を受けた県は、総合整備事業に要する経費について、事業実施主体に助成するものとする。

第8 委任

総合整備事業の実施に当たっては、この実施要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この実施要綱は、平成25年2月26日から施行する。